

平成25年8月9日  
四国地方整備局  
那賀川河川事務所

## 「第1回 那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会」を開催します

那賀川河川事務所では、平成24年度に実施した「那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境保全検討委員会」で、那賀川左岸堤防地震・津波対策事業に対する環境保全対策(ミティゲーション・順応的管理)について検討していただき、工事実施の承認をいただきました。

この度、承認いただいた方針に基づき、環境モニタリングの内容・方法、代償措置を実施する際の順応的管理の具体的な手法に関して、各専門家からの技術的指導・助言を頂くことを目的として「那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会」を設置することといたしました。

「第1回那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会」(委員名簿 別紙1)を下記の通り開催しますので、お知らせします。

1. 開催日時 平成25年8月19日(月) 14時00分から
2. 開催場所 阿南プラザホテル 2階 大ホール(鶴の間)  
徳島県阿南市富岡町滝の下24-8(地図 別紙2)
3. 議事(予定)
  - ・環境保全に向けた取り組み
  - ・代償地の創出について
  - ・環境モニタリング調査について 等
4. 公開等
  - ・会議は公開で開催します。
  - ・一般傍聴の方の席を20席用意します。
  - ・受付は13時30分~13時50分で先着順とし、満席になり次第受付を終了します。
  - ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
  - ・取材や傍聴に関する詳細は別添1及び2をご覧ください。

※四国地方整備局那賀川河川事務所HP(<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>)もご覧ください。

お問い合わせ先:四国地方整備局 那賀川河川事務所

ながお じゅんじ

副所長:長尾 純二(内線:204)

ふじもと まさのぶ

◎ 調査課長:藤本 雅信(内線:351)

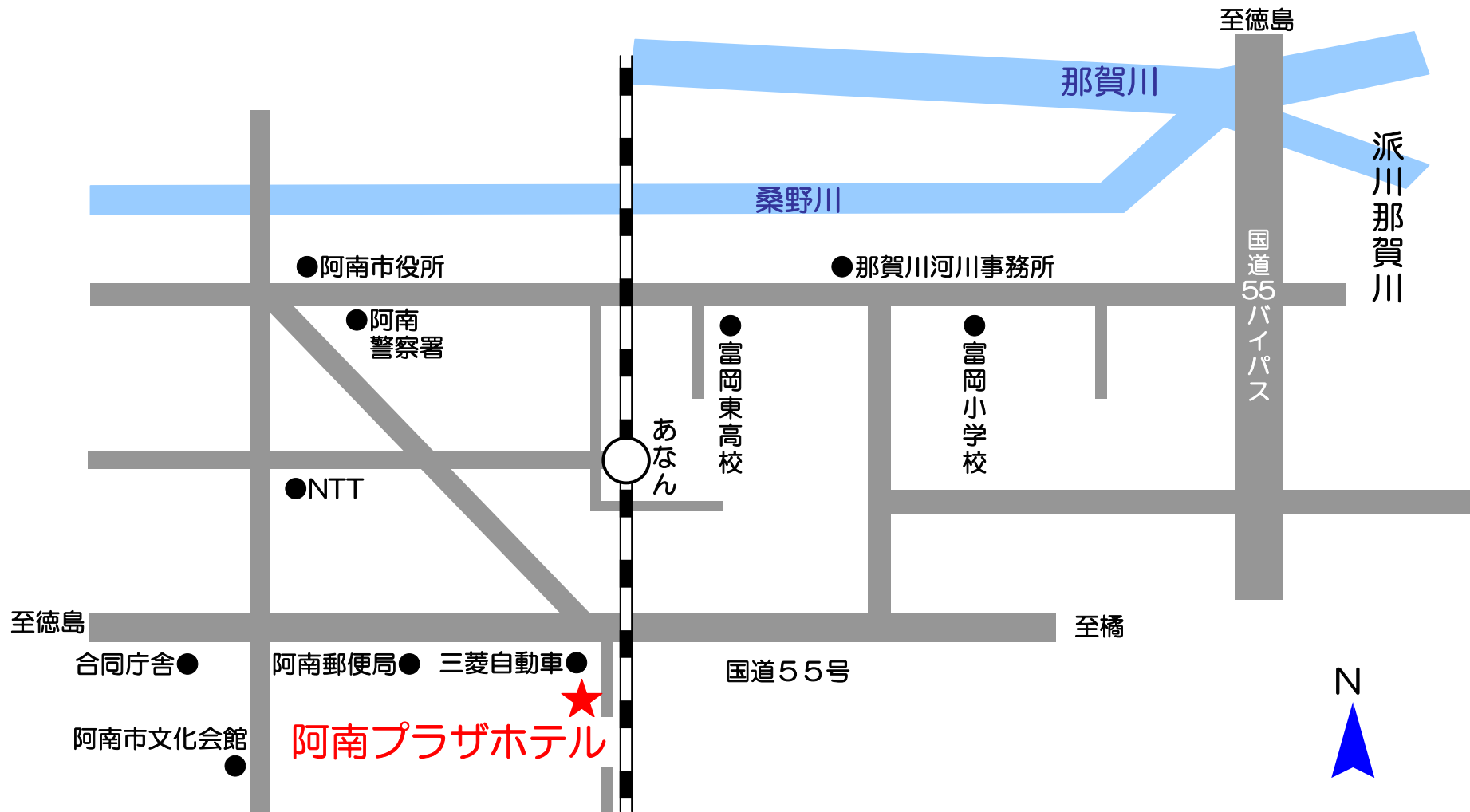
TEL:0884-22-6561(代表)

(◎:主な問い合わせ先)

## 那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

分野	氏名	所属	備考
汽水・沿岸域魚類生態学	いぬい りゅうてい 乾 隆帝	徳島大学大学院 ソシオテクノ サイエンス研究部 特別研究員	
海洋生態学・生態系保全	おおた なおとも 大田 直友	阿南工業高等専門学校 建設システム工学科 准教授	
河川生態学・自然再生	かわぐち よういち 河口 洋一	徳島大学大学院 ソシオテクノサ イエンス研究部 准教授	
植物分類学（地域フロラ）	きのした さとる 木下 覺	徳島県植物研究会会長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
動物学	さかい かつし 酒井 勝司	四国大学 名誉教授 （河川・溪流環境アドバイザー）	
魚類系統分類学・生態学	さとう よういち 佐藤 陽一	徳島県立博物館自然課長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
水理学・水工学・河川工学	むとう やすのり 武藤 裕則	徳島大学大学院 ソシオテクノサ イエンス研究部 教授 （河川・溪流環境アドバイザー）	
植物生態学	もりもと こうじ 森本 康滋	徳島県自然保護協会 会長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
水理学・河川工学	ゆうき とよかつ 湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 副校長	



「那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復  
モニタリング委員会」  
取材についてのお願い

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
  - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。
  - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。

(公開・公表)

- 3)
  - ①本委員会では、重要種の生息場所が特定できるような事項について審議することが予想されますが、これらは報道内容に含まないよう配慮をお願いします。
  - ②重要種の保護の観点から委員と報道関係者の資料は異なるものを配布する場合があります。
  - ③審議中発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

# 「那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復 モニタリング委員会」 傍聴要領

## (主旨)

この要領は、那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

## (傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、20席を確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会議場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ①会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
  - ②発言、私語、談論などをしないこと。
  - ③許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
  - ④会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないこと。
  - ⑤前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 事務局は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があったとき又は委員長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 希少動植物の保護の観点から委員と傍聴者に資料は異なるものを配布する場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従って下さい。